山山 中間 人情報 ノアイル 溥(単宗)	【課名・係名】局節者文援課・局節者文援係		
個人情報ファイルの名称	緊急通報装置台帳		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	緊急ネットワーク事業の管理、運営を行うため。		
記録項目	1整理番号、2氏名、3性別、4電話番号、5生年月日・年齢、6住所、7親族・続柄、8その他		
記録範囲	緊急通報装置申請者及びその関係者(緊急連絡先)		
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、その他関係者		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 山武市総務部総務課		
在地	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
八	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

# 山武市個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】高齢者支援課・高齢者支援係

山山中個人情報ノアイル溥(単宗)	【課名・除名】局節者文援課・局節者文援係		
個人情報ファイルの名称	高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への関与に関する ファイル		
一行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における接続に係る 保健事業等を実施するために利用する。		
記録項目	1整理番号、2氏名、3性別、4電話番号、5生年月日・年齢、6住所、7公的扶助受給、8家族状況、9親族・続柄、10居住状況、11社会的活動、12団体加入状況、13意見・要望、14趣味・嗜好、15病歴、16心身の機能の障害、17健康診断等の結果、18医師等による心身状態の改善指導・診察・調剤		
記録範囲	健康課題 (糖尿病性腎症や健康状態不明者等) に係る調査 (問診) 票を提出した者 (令和5年度以降) 通いの場等の対象者に係る各種アンケート調査票 (令和4年度以降)		
記録情報の収集方法	本人、家族、住民基本台帳システム、国保データベースシステム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山武市総務部総務課		
STTRAŠURĖ UCBRYTUS CARD	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
       個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報 ファイ ルの発達が	政令第 21 条第7項に該当す るファイル <b>⊘</b> 有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

山氏中間入川取ファイル海(千宗)	【味石・冰石】 同即任义饭味・月 暖和竹体		
個人情報ファイルの名称	介護保険システム (介護保険給付事務)		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険給付事務を行うため		
記録項目	1.被保険者番号 2.宛名コード 3.氏名 4.性別 5.生年月日 6.住所 7.電話番号 8.世帯コード 9.住民区分 10.認定情報 11.保険給付明細(サービス提供 月、サービス種類、サービス提供事業者名、サービス費用額、 保険給付額、自己負担額) 12.介護保険自己負担割合 13.住 民税情報(課税情報) 14.公的扶助受給情報		
記録範囲	山武市の介護保険被保険者		
記録情報の収集方法	本人、市民課、課税課、社会福祉課、医療機関、千葉県国民健康保険団体連合会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山武市総務部総務課		
1120	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
 	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
四八	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
一行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			

# 山武市個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】高齢者支援課・介護給付係

<u>山此巾値入情報ノアイル溥(単宗)</u>	【	局節者文援課・介護給付係	
個人情報ファイルの名称	介護保険システム(介護保険資格管理事務)		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険資格管理事務を行うため		
記録項目	1. 被保険者番号 2. 宛名コード 3. 氏名 4. 性別 5. 生年月日 6. 住所 7. 電話番号 8. 世帯コード 9. 住民区分 10. 認定情報 11. 世帯情報 12. 公的扶助受給 情報		
記録範囲	山武市の介護保険被保険者		
記録情報の収集方法	市民課、課税課、社会福祉課		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	官公署		
開示請求等を受理する組織の名称及び所			
在地	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
/B L 桂根 フェ ノル の 廷 即	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別 	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			
備考			
ı			

# 山武市個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】高齢者支援課・介護給付係

<u> 山瓜巾値入情報ノアイル溥(単宗)</u>	【課名・係名】局節者文援課・介護給付係		
個人情報ファイルの名称	介護保険システム(介護保険料賦課・徴収事務)		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の賦課徴収事務を行うため		
記録項目	1. 被保険者番号 2. 宛名コード 3. 氏名 4. 性別 5. 生年月日 6. 住所 7. 電話番号 8. 世帯コード 9. 住民区分 10. 住民税情報 (課税情報) 11. 所得情報 12. 世帯情報 13. 公的扶助受給情報		
記録範囲	山武市の介護保険被保険者		
記録情報の収集方法	市民課、課税課、社会福祉課、	官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	官公署		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 山武市総務部総務課		
在地	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの話別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別 	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			
t .			

<u>山此巾値入情報ノアイル溥(単宗)</u>	【課名・係名】 局齢者文援課・介護給付係		
個人情報ファイルの名称	介護保険料収納管理システム		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の納付・過誤・口座振替・督促・催告の情報管理及 び各種帳票発行を行うため		
記録項目	1.被保険者番号 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5. 住所(履歴) 6.住民コード 7.世帯コード 8.保険料 額 9.納付額 10.延滞金額 11.過誤額 12.納付日 13.日計日 14.振替口座情報 15.送付先情報 16.督促情報 17.催告情報 18.時効情報 19.滞納処分情報		
記録範囲	山武市の第1号介護保険被保険者である者または過去に第1号 被保険者であった者		
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、官公署、課税資料、金融機関、介護保険システム(介護保険料賦課・徴収事務)、コンビニ収納代行者、介護保険料滞納管理システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	介護保険料滞納管理システム、官公署		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山武市総務部総務課		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地 —		
	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別 	政令第 21 条第7項に該当す るファイル <b>☑</b> 有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			
備考			

山武巾個人情報ファイル薄(単票)	【課名・係名】高齢者支援課・介護給付係		
個人情報ファイルの名称	介護保険料滞納管理システム		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料滞納者の経過記録・滞納明細・時効管理・分納計 画・滞納処分等を行うため		
記録項目	1.被保険者番号 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5.住所(履歴) 6.電話番号 7.住民コード 8.世帯コード 9.保険料額 10.納付額 11.延滞金額 12.納付日 13.日計日 14.振替口座情報 15.送付先情報 16.督促情報 17.催告情報 18.時効情報 19.滞納処分情報 20.分納計画情報 21.猶予・停止情報 22.調査情報・結果 23.収支情報 24.世帯情報 25.その他相談における記録		
記録範囲	山武市の第1号介護保険被保険者である者または過去に第1号 被保険者であった者		
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、官公署、課税資料、金融機関、介護保険システム(介護保険料賦課・徴収事務)、保険会社等調査先、 介護保険料収納管理システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	介護保険料収納管理システム、官公署		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)山武市総務部総務課 (所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			

山武市個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】高齢者支援課・介護認定係

山 山 巾 恒 人 旧 報 ノ ア 1 ル 溥 ( 早 宗 /	【課名・係名】局師者文援課・介護認定係		
個人情報ファイルの名称	介護保険システム (介護保険要介護・要支援認定事務)		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	介護保険要介護・要支援認定事務を行うため		
記録項目	1. 被保険者番号 2. 宛名コード 3. 氏名 4. 性別 5. 生年月日 6. 住所 7. 電話番号 8. 世帯コード 9. 住民区分 10. 申請情報 11. 訪問調査情報 12. 意見書情報 13. 審査情報 14. 認定情報		
記録範囲	山武市の介護保険被保険者		
記録情報の収集方法	本人、市民課、医療機関、千葉県国民健康保険団体連合会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山武市総務部総務課		
	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			

山武市個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】高齢者支援課・地域包括支援センター

山山中個人情報ノアイル溥(早景)	【珠石、宋石】 同即有之	及接課・地域包括文接センター	
個人情報ファイルの名称	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業 務ファイル		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業 務のために利用する。		
記録項目	1整理番号、2氏名、3性別、4電話番号、5生年月日・年齢、6住所、7本籍・国籍、8学業・学歴、9職業・職歴、10資格、11所得・収入、12資産状況、13公的扶助受給、14家族状況、15親族・続柄、16婚姻歴、17居住状況、18社会的活動、19団体加入状況、20意見・要望、21趣味・嗜好、22信条、23病歴、24心身の機能の障害、25健康診断等の結果、26医師等による心身状態の改善指導・診察・調剤、27犯罪の経歴、28犯罪により害を被った事実		
記録範囲	65 歳以上高齢者、介護保険第2号被保険者、その他親族、介 護支援専門員等		
記録情報の収集方法	本人、親族、支援関係者、庁内関係者		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)山武市総務部総務課 (所在地)〒289-1392 山武市殿台 296番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☑有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			

山武市個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】高齢者支援課・地域包括支援センター

山氏中間入川取ファイル海(千宗)		又接味・地域已行又接 ピングー	
個人情報ファイルの名称	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握ファイル		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課		
個人情報ファイルの利用目的	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握のために利用する。		
記録項目	1整理番号、2氏名、3性別、4電話番号、5生年月日・年齢、6住所、7家族状況、8親族・続柄、9その他		
記録範囲	避難行動支援者名簿情報より抽出した 75 歳以上高齢者		
記録情報の収集方法	社会福祉課		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称) 山武市総務部総務課		
在地	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル ☑有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_		
備考			
L	i .		